事務所コラム

2024年12月23日(月)

〒133-0052 東京都江戸川区東小岩 6-21-3

東京RS税理士法人

TEL 03-5612-1821 FAX 03-5612-1822

Email reiko@ebihara-tax.jp

教育訓練給付制度をご存じですか?

労働者の主体的なスキルアップを支援

厚生労働大臣の指定を受けた教育訓練を 受講・終了した方に対し、その費用の一部 が支給される制度です。対象となる教育訓 練は、そのレベルなどに応じて3種類があ り、それぞれ給付率が異なります。

対象講座は3種類あり、その給付率は

対象講座は1万6千講座もあり教育訓練 給付制度は検索システムで探すことができ ます。オンライン、夜間、土日に受講ができ るものもあり、働きながら受講できます。

- ① **専門実践教育訓練**……中長期的キャリア形成に資する訓練、最大で受講費の80%、年間上限64万円。
- ・業務独占資格等の取得を目標とする講座
- ・デジタル関係の講座
- 大学院、大学、短期大学、高等専門学校
- ・専門学校の課程
- ② 特定一般教育訓練……速やかな再就職 および早期のキャリア形成に資する訓 練、最大で受講費用の50%、上限25万 円
- ・業務独占資格等の取得を目標とする講座
- ・デジタル関係の講座
- ・大学院、専門学校の課程
- ③ 一般教育訓練……その他の雇用安定就

職促進に資する訓練、最大で受講費用の 20%、上限 10 万円

- ・資格の取得を目標とする講座
- ・大学院などの課程

給付条件

受講開始日に在職中で雇用保険に加入中か、離職後1年以内の人で今まで教育訓練給付を受けたことがない人は加入1年以上で教育訓練給付が受けられます。さらに受講経験があり前回の受講開始日以降雇用保険の加入が3年以上、または前回の支給日から今回の受講開始日までに3年以上経過している人は教育訓練給付が受けられます。

給付手続き

専門実践教育訓練と特定一般教育訓練は、訓練前キャリアコンサルティングの受講と 受講開始の2週間前までに住居の管轄のハローワークに受給資格確認を行います。講座の受講、修了後に支給申請をします。専門実践教育訓練は受講開始日から6か月ごとの期間の末日または修了日。特定一般と一般教育訓練は修了日。いずれかの日の翌日から1か月以内に住居を管轄するハローワークに行います。



キャリアアップ のため勉強する なら教育訓練給 付が使えないか ご確認くださ い